

相談者（Aさん） 文部科学省の中学校学習指導要領の改訂に伴い、平成二四年度から武道が必修化されて、三分の二の学校が武道の中でも柔道を選択しているそうです。そのような中で今回は柔道の学校における事故の法的問題を中心として教えて下さい。

弁護士 武道の必修化は、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合が出来るようにするというのが、文部科学省の目的のようですね。一方柔道の格闘技性には生命・身体に対する危険が内在していることから、実施の際の安全の確保が大きな問題になっています。

Aさん 柔道事故が裁判の対象になることは多かつたのですか。

弁護士 前回お話ししたプールでの水泳事故と匹敵する数の多さです。授業時間中の事故について学校の責任を認めたのは、熊本地裁平成二三年一月一七日判決です。この中学校では男女を問わずに柔道を必修にしたことから、中学三年生の女子学生が体育の授業中に同級生から技をかけられたが、受け身を取ることができずに、床に右手を打ち付けて怪我をしたという事案です。判決は、①女子生徒なので、筋力が男子より弱く、受け身を修得するには一定の練習量が要求される、②現実にはカリキュラムに比して確保さ

れました。女子生徒の興味関心を考慮しないで突然柔道を強制したことも問題であるという指摘が原告からなされたのです。判決はこの点にも言及しており、ダンスとの選択制を取らずに柔道を男女とも学習することにしたことは不合理ではないし、全生徒が柔道を学ぶことは年度の体育の一回目の授業で説明されていると認められると判示しています。

Aさん 柔道の事故に関しては最高裁の判決も出されているのでしょうか。

弁護士 最高裁平成九年九月四日判決が出されています。この判決は中学校における柔道教育について次のような判示をしています。「柔道は技能を競い合う格闘技であり、本来的に一定の危険が内在しているから、学校教育としての指導、特に心身とともに未発達な中学の生徒に対する柔道の指導にあたっては、その指導に当たる者は、柔道の試合又は練習によって生ずるおそれのある危険から生徒を保護するために、常に安全面に十分

必修としたのに対応して、武道の中から柔道を選択した学校が多かつたわけですが、この事件の時は熊本県教育委員会では武道とダンスのいずれかを必修にしたのだそうです。女子が柔道で怪我をしたということで、この点は問題になりませんでしたか。

Aさん 今回の文部科学省の学習指導要領の改訂では、正確には武道とダンスの双方を

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】 第70回

学校における スポーツ事故の 法的問題 2

な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負う」この判決が、

その後の柔道事故についての法的判断の基本的な枠組みとなっています。

Aさん 授業中ではなく、クラブ活動の場合は、技能が高くなっている生徒もいて、かけあう技も高度なものが増えてくるので、事故も多くなるよう思うのですが、裁判になつていていますか。

弁護士 横浜地裁平成二三年一二月二七日

判決がクラブ活動中の事故について学校側の責任を認めています。市立中学校の三年生だった生徒が柔道部の顧問教諭と乱取りをしていましたが、生徒が一度絞め技をかけられて、半落ちとなつた後、正常な状態に回復していながら乱取りを再開し、受け身を十分に取ることができない状態なのに背負い投げ、一本背負い等の技をかけた結果、生徒が急性硬膜下血腫を発症して、重大な後遺障害が残つてしまつたという事案です。

Aさん 実は私も昔柔道を習つていたことがあるのですが、絞め技で半落ちになると意識が朦朧としてしまい、なかなか元に戻りません。それなのに乱取りを再開したというのは危険ですね。

弁護士 裁判所も、この顧問教諭は各種大会で優勝経験もある二六歳の男性で、中学



七年五条が適用され、指導者も学校も責任を負うことになります。しかしながら、公立学校では国家賠償法一条が適用されることになる結果、外部コーチとして委託された指導者本人は基本的に責任を負わずに、学校を設置する自治体が責任を負うことになります。

Aさん 柔道の授業が必修化されることに伴つて、教育現場ではどのようなことに留意しなければならないのでしょうか。

弁護士 文部科学省は平成二十四年三月に「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」を明らかにしました。その中で柔道の授業における安全管理のためとして次の六つのポイントを挙げていますので、原文にも当たつてみて下さい。
 ①練習環境の事前の安全確認、②事故が発生した場合への事前の備え、③外部指導者の協力と指導者間での意思疎通・指導方針の確認、④指導計画の立て方、⑤安全な柔道指導を行う上で具体的な留意点（受け身の重要性等）、⑥万一大事が起きた場合、誰が責任を負うことになりますか。

Aさん クラブ活動の中で、地域の有段者が外部コーチとして指導するようなこともありますか。

弁護士 私立学校の場合には、民法七〇九、

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所

東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員